

上下北小学校 不祥事防止の年間研修計画及び行動計画

(1) 令和5年度 不祥事防止研修の年間指導計画

No.	研修項目	予定日	曜	担当者	活用資料等	実施日
1	勤務時間・服務規律・入退校記録	4月3日	金	校長	・校務運営規程 ・広島県懲戒処分の指針	
2	学校諸会計	4月5日	月	総務部	・学校作成資料	
3	飲酒運転・交通違反・交通事故時の対応	5月30日	火	教頭 自閉症・情緒障害特別支援学級担任	・県資料「不祥事根絶資料」	
4	個人情報	6月20日	火	2年担任	・市情報セキュリティ実施手順書	
5	薬物乱用禁止	7月24日	月	知的障害特別支援学級担任	・県資料「不祥事根絶資料」	
6	服務規律			教頭	・校務運営規程 ・府中市立学校職員服務規定	
7	わいせつ・セクハラ	8月2日	水	4年担任	・県資料「不祥事根絶資料」	
8	校外学習での事故			1年担任	・県資料「不祥事根絶資料」	
9	体罰	8月22日	火	3年担任	・県資料「不祥事根絶資料」 ・県資料「求められる教職員像」	
10	アレルギー対応	9月19日	火	養護教諭	・県資料「不祥事根絶資料」 ・学校作成資料	
11	飲酒運転・交通違反・交通事故時の対応	10月10日	火	4年担任	・県資料「不祥事根絶資料」	
12	服務規律	11月28日	火	教頭	・広島県教育職員倫理要綱 ・広島県懲戒処分の指針	
13	パワハラ	12月12日	火	5年担任	・県資料「不祥事根絶資料」	
14	服務規律	1月23日	火	教頭	・県資料「不祥事根絶資料」	

(2) 不祥事防止のための行動計画

教育の原点	
子どもたちは、私たちの姿を見て育ちます。	
使 命	私たちは、子どもを守り、育てます
遵 法	私たちは、法令を遵守します
公 正	私たちは、不祥事を許しません
公 開	私たちは、地域に開かれた学校にします

区分	本校の課題	行動目標	取組内容	点検方法・時期
教職員の規範意識の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○「不祥事は起こさない」という意識の高まりを常に自らに問い続け、万が一に備えての緊張感をさらにもつことが必要である。 ○講師の招聘や参加体験型の研修など研修内容の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○研修計画を見直し、教職員一人一人が当事者意識をもち、具体的行動に反していける職務研修にする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○毎月の重点目標をたて、ふり返りをする。 ○不祥事案から問題点や未然防止策を各自考え、交流する場を設ける。 ○研修したことを服務に活用する。 ○ロールプレイなど、参加体験型の研修内容を工夫する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学期ごとに行うチェックシートとアンケートの実施 ○管理職による面談
学校組織としての不祥事防止体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○「ヒヤリ・ハット」を見逃さず、絶えず、見直し、点検、改めていく。 ○明確に報告、指摘がし合える相談体制を確立する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童、保護者や教職員の状況を出し合える職場の雰囲気づくりをする。 ○教職員、一人一人が主体的に研修にかかわる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○気になることは組織で話し合い、取り組みの方向性を出す。 ○教職員が研修を担当し、研修内容を創意工夫する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○毎月行う運営委員会開催時に情報交換を行う。 ○研修計画による進捗管理を行う。
相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○明確に報告、指摘がし合える相談体制を確立する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○気軽に相談できる「体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口」、「教育相談窓口」にする。 ○窓口の児童向けの周知を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○窓口の設置委の周知を繰り返し行う。(学校だより、ホームページ、保護者全体会、児童朝会、ポスター) ○児童の実態把握を十分行う。(アンケート、個人面談、個人懇談) 	<ul style="list-style-type: none"> ○学期末に生徒、保護者及び本校教職員を対象にアンケートを実施し、児童面談を行う。 ○学期末懇談会における保護者からの聴取記録を作成する。